

広報 UNOYAMA

第29号

発行所 黒埼村役場
発行人 清水 善夫
印刷所 小野塚印刷機



変貌著じるしい住宅地

制度改正による 黒埼村の用途地域

新形態規則

新用途地域 別称項目	第1種住居 専用地域	第2種住居 専用地域	住居地域	近隣商業 地域	商業地域	準工業 地域	工業地域	工業専 用地	現行規制
容積率(%)	50 60 80 100 (150) 200	(200) 300 400		200 (300) 400	(400) 500 600 700 800 900 1000	(200) 300 400	200 300 400		空地地区 20 30 40 50 60 容積地区 100 200 300 400 500 600 700 800 900 1000
建ぺい率(%)	30 40 50 60		(60)		(80)	(60)	60		住居・準工業・工業地域 (敷地面積-30㎡)×倍 商業地域敷地面積×倍 空地地区 20 30 40 50
斜線制限	前面道路斜線 (勾配)	1/25		1/5	1/5				現行通り
隣地斜線 (位上がり+20%)	-	20m + 1/25		31m + 1/5	31m + 1/5	31m + 1/5		同上	
北側斜線 (位上がり+20%)	5m + 1/25	10 + 1/25						なし	
高さの制限	10m							住居地域 20m 商業・準工業・ 工業地域 31m	
敷地境界線からの 壁面後退	1 m 1.5 m	黒埼村は指定なし						空地地区 種別により1m又は1.5m	

註 ○印は黒埼村で採用予定の容積率、建ぺい率である。

用途地域の新旧対照

地域名	項目	現行	改正案
第1種住居専用地域	ha	—	42
第2種	—	—	—
住居地域	216	171.5	
近隣商業地域	—	2.5	
商業地域	15	15.0	
準工業地域	2	2	
工業地域	—	—	
工業専用地域	—	—	
計	233	233	

住居地域の中で
第一種住居専
用地域のところ
で必要の場合
敷地境界線から
一〇—一五m距
上の壁面後退距
離も定められる。
を一〇〇—一
・五mに訂正、

小規模企業共済に加入を
。経営者の為に国が作った共済制
度です。毎月少ない負担で大き
な保障が得られます。
。加入資格—経営者及会社役員
。掛金—五百円、二十年で十二万
。給付は二十八万円位(二例)
詳しくは商工会へ

第28号で、住みよい村をつくる
用途地域のねらい、及び用途地
域の分類について紹介しましたが、
新用途地域案について、更に詳し

〈村の動き〉

7月月末現在(前月比)

人口	17,580	+ 2
男子	8,625	+ 1
女子	8,955	+ 1
世帯数	4,006	+ 4

7月1日から7月31日まで

死亡	12
出生	27
婚姻	19

く説明します。今までの用途地域
は住居地域、商業地域、準工業地
域の三種類でしたが制度改正に伴
ない、現況調査の結果、第一種住
居専用地域、住居地域、近隣商業
地域、商業地域、準工業地域の五
地域に分類してあり、その内容用
途にあった良好な環境を保護する
ため本村の新建築法による建ぺい
率、容積率の適用案は表のような
数字です。

◎新しい用途地域設定の公聴会
日時 9月17日 午前9時30分
場所 新潟市川岸町一 土地改
良会館 5階
大会議室

一、趣旨
中小企業の代表が一堂に会し、
英知の發揮と団結の強化により、
中小企業の安定と将来の繁栄を図
り、もって我国経済の発展を期す
ことを目的とします。

中小企業の安定を計る
第24回全国大会が開催